

対象案件	(仮称)市庁舎多目的室の利用に関する条例及び規則の制定について
意見募集期間	平成 28 年 12 月 15 日(木)から平成 29 年 1 月 16 日(月)まで
担当部署(問合せ先)	総務部総務課 電話 011-372-3311 内 718
意見提出件数	意見提出者数 0 人
	意見提出件数 0 件

提出のあった意見の概要	市の考え方 (案を修正したときは修正内容)
意見の提出はありませんでした。	<p>《今後の予定》</p> <p>他の条例、規則との整合性を踏まえ、多目的室の利用については、「北広島市庁舎多目的室の使用に関する規則」として、使用料については、「北広島市庁舎多目的室使用料条例」及び「北広島市庁舎多目的室使用料条例施行規則」として、例規を整備します。</p> <p>条例案については、平成 29 年第 1 回北広島市議会定例会に提案し、規則で定める日から施行する予定です。</p>